

## 知事が別に定めるものに関する関係条文

## ○熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成 23 年熊本県条例第 11 号）

（定義）

## 第 2 条 （略）

5 この条例において「歴史公文書」とは、実施機関の職員又は地方独立行政法人等の役員若しくは職員が職務上作成し、又は取得した文書のうち、歴史資料として重要な文書として、知事が規則で定める基準に適合するものをいう。

## 6 （略）

## ○熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成 24 年熊本県規則第 25 号）

（条例第 2 条第 5 項の知事が規則で定める基準）

第 6 条 条例第 2 条第 5 項の知事が規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 県の機関及び地方独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされると知事が別に定めるものが記録されていること。